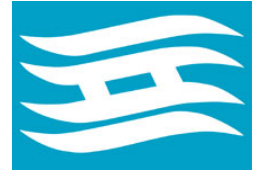


兵庫県公報

平成28年6月28日 火曜日 第2810号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 平成28年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	2
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	7
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
公安委員会規則	
○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則	14
正 誤	
○ 平成28年3月31日付け兵庫県公報第6号外中	17

公布された法令のあらまし

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則（公安委員会規則第10号）
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正に伴い、警察本部長又は警察署長による援助の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第627号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、

指定理由	又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	痴女電車 さわらせたい女	新東宝映画
同	萌え盛るアイドル エクスタシーで犯れ!	オーピー映画
同	悶える義妹 (イモウト) 遺影の前で抱いて	オーピー映画
同	性辱の朝 止まらない淫夢	オーピー映画
同	聖なるボイン もみもみ懺悔室	オーピー映画
同	失恋乱交 ツユだく姉妹どんぶり	オーピー映画
同	ザ・シニアSEX 新妻白肌いじり	新日本映像
同	ドロドロの人妻たち 一痴漢と不倫の果てー	新日本映像



兵庫県告示第628号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 久野病院
 所 在 地 神戸市西区神出町広谷623番地の16
 認 定 年 月 日 平成28年5月9日
 認定の有効期限 平成31年5月8日
- 2 名 称 市立芦屋病院
 所 在 地 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号
 認 定 年 月 日 平成28年6月8日
 認定の有効期限 平成31年6月7日
- 3 名 称 三田市民病院
 所 在 地 三田市けやき台3丁目1番地1号
 認 定 年 月 日 平成28年6月16日
 認定の有効期限 平成31年6月15日



兵庫県告示第629号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成28年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許職種、試験日時及び試験場所

区分		免許職種	試験日時	試験場所	
学科試験	指導方法	全職種	平成28年9月2日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目 22番15号	
	関連学科	系基礎学科	和裁科		平成28年9月2日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
		専攻学科	和裁科		平成28年9月2日(金) 午後2時50分から午後3時50分まで

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
和裁科	1 指導方法（上記指導方法に同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

3 受験資格

(1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者

ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) その他の免許職種

上記(1)のアからウまでのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

(3) 申請書類の提出期間

平成28年7月4日(月)から同月20日(水)まで
(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成28年7月20日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円
手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成28年9月23日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円分の切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班
電話(078)362-3369(直通)



兵庫県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
養宜土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	養宜地区	平成28年6月28日から 同 年7月19日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年6月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	養宜地区	平成28年6月28日から 同 年7月19日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市大山新字向筋坪607・608・字川向イ筋ノ坪608の1・字二ノ宮608の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市春日町野山字追勢浦591の1、592の2、593、594、字南1026から1028まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字追勢浦591の1・592の2・594・字南1026から1028まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町中竹田字中山6377、6378の1、6378の2、6379、6381の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山6377・6379（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6381の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第635号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
伊丹市鴻池4丁目183番、184番、185番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第636号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
新 堂 (I)	豊 岡 市		新 堂	門 谷	407番1の一部、414番の一部、416番の一部、418番の一部、421番の一部、416番地先の道路敷の一部
				坪 井	426番1の一部、428番の一部、429番、430

					番の一部、431番1の一部、431番2、431番3から431番6までの各一部、432番の一部、433番の一部、435番1の一部、436番、437番の一部、438番、439番の一部、440番の一部、443番の一部、443番1、444番、445番の一部、447番3の一部、448番の一部、450番の一部、457番から463番までの各一部、464番1の一部、472番2の一部、437番地先の道路敷の一部、457番から460番に至る地先の水路敷の一部 213番2の一部、214番1の一部、214番3の一部
--	--	--	--	--	---



兵庫県告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 6 月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 田 市	阪神間都市計画土地区画整理事業	福島土地区画整理事業
同 市	阪神間都市計画地区計画	福島地区地区計画
加 西 市	東播都市計画地区計画	倉谷町産業公園地区地区計画



兵庫県告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 6 月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 田 市	阪神間都市計画用途地域	3. 4. 443号下山口名来線ほか14路線
同 市	阪神間都市計画特別用途地区	
同 市	阪神間都市計画高度地区	
西 宮 市	阪神間都市計画道路	
同 市	阪神間都市計画用途地域	甲東瓦木土地区画整理事業 甲東瓦木南土地区画整理事業
同 市	阪神間都市計画高度地区	
同 市	阪神間都市計画土地区画整理事業	
同 市	阪神間都市計画土地区画整理事業	
宝 塚 市	阪神間都市計画緑地	
同 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画高度地区	

同 市	阪神間都市計画地区計画	宝塚山手台地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	雲雀丘山手地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	武庫山地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	仁川高丸地区地区計画
川 西 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画特別用途地区	大規模集客施設立地規制地区
同 市	阪神間都市計画地区計画	東畦野山手地区地区計画
同 市	阪神間都市計画地区計画	多田グリーンハイツ向陽台地区地区計画
明 石 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	
同 市	東播都市計画道路	3. 4. 503号林崎線ほか9路線
加 古 川 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画高度地区	
高 砂 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画道路	3. 4. 700号米田島線ほか1路線
三 木 市	東播都市計画用途地域	
同 市	東播都市計画地区計画	ひょうご情報公園都市第1工区地区計画
小 野 市	東播都市計画用途地域	
加 西 市	東播都市計画下水道	加西市公共下水道
西 脇 市	東播都市計画下水道	西脇市公共下水道
加 東 市	東播都市計画下水道	加東市公共下水道
同 市	東播都市計画用途地域	
姫 路 市	中播都市計画駐車場	第1号駅東公共駐車場ほか1施設
太 子 町	中播都市計画用途地域	
た つ の 市	中播都市計画下水道	たつの市公共下水道
福 崎 町	中播都市計画用途地域	
赤 穂 市	西播都市計画道路	3. 5. 555号塩屋駅北線
上 郡 町	西播都市計画公園	5. 5. 301号上郡中央公園
同 町	西播都市計画道路	3. 5. 201号山野里井上線
豊 岡 市	豊岡都市計画道路	3. 5. 682号鶴岡日置国分寺線
香 美 町	香住都市計画土地区画整理事業	香住土地区画整理事業
篠 山 市	篠山都市計画道路	3. 6. 570号大手線ほか1路線
洲 本 市	洲本都市計画道路	3. 5. 734号東西線ほか3路線

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

4	神戸市垂水区大町四丁目24番4	4,528.40	雑種地
5	丹波市柏原町柏原字新町端北818番	908.23	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成28年6月28日（火）から同年8月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号4
 ア 場所
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年8月9日（火）午前10時30分から

(2) 物件番号5

ア 場所

丹波市柏原町柏原688

柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年8月10日（水）午後2時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成28年7月1日から次のとおり変更する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに

に、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	若干
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧力が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	若干
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣り漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成28年5月6日から 平成28年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成28年4月20日から 平成28年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の

現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタームサシ姫路店
所在地 姫路市広畑区夢前町三丁目1-7

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物に関する事項

一般廃棄物と産業廃棄物とに区別し、それぞれの許可業者に依頼すること。

(2) 騒音発生に関する事項

ア 予測地点aにおいて、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、設備機器からの定常騒音（換気ファン・送風機等）、自動車走行音、荷捌き音により規制基準を超過しており、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」を超過する恐れがあるため、騒音苦情が発生した際の対策について検討しておくこと。

イ また、予測地点b、cにおいて、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、自動車走行音により規制基準を超過しており、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」を超過する恐れがあるため、将来、隣地に住居が立地し、苦情が発生した際は、速やかに騒音対策を行うこと。

(3) 開発行為に関する事項

建築行為があれば、姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく事業計画事前申請書の提出を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年6月28日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン宮西ショッピングセンター（A街区）
 所在地 姫路市宮西町四丁目28番地
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
 - (1) 開発行為に関する事項
 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の第12条の手続を行うこと。
 - (2) 騒音発生に関する事項
 ア 予測地点b、cにおいて、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」の予測結果が、荷さばき作業及び台車段差超えによる衝撃騒音により、規制基準を超過しており、環境の保全と創造に関する条例に基づく「工場等における規制基準」を超過する恐れがあるため、騒音苦情が発生した際の対策について検討しておくこと。
 イ 近隣への騒音に配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
 平成28年6月28日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 相生市那波野二丁目754番1の一部、754番2の一部、754番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市広畑区東新町二丁目43番地1
 有限会社みなとエステートサービス 代表取締役 山田達也
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成28年5月24日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22-2号（27相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 相生市那波野二丁目754番1の一部、754番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 相生市那波野三丁目7番33号
 岩崎利彦
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成28年5月16日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-23-2号（27相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中浜町8番1、8番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区大淀中一丁目1番30号
積和不動産関西株式会社 代表取締役 松 吉 三 郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 3月23日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－33号（27赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
宍粟市山崎町高所字上土井457番1、458番1、459番2、459番3、459番6、842番2、849番3
同 市山崎町高所字鍛冶屋谷460番1、460番3から460番5まで、460番8、460番9、460番10の一部、482番39、482番40、482番42の一部、482番43、482番44の一部、482番45、482番48、482番49、482番52から482番54まで、482番54地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
ヘラマンタイトン株式会社 代表取締役社長 塚 本 敏 広
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 5月19日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－29－2号（27宍粟）

公 安 委 員 会 規 則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則をここに公布する。

平成28年 6月28日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫

兵庫県公安委員会規則第10号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号。以下「条例」という。）第10条の2第3項の規定により、条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（援助の申出の受理）

第2条 条例第10条の2第2項に規定する援助の申出の受理は、警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が援助申出書（別記様式）の提出を受けることにより行うものとする。ただし、当該申出が口頭によるものであるときは、援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより行うことができる。

（援助の実施）

第3条 警察本部長等は、条例第10条の2第2項に規定する援助の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次の各号に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 申出に係る嫌がらせ行為をした者に対し、申出をした者が当該嫌がらせ行為に係る被害の再発を防止するための交渉（以下「再発防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- (2) 申出に係る嫌がらせ行為をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- (3) 再発防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の再発防止交渉に関する事項について助言すること。
- (4) 嫌がらせ行為に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること。
- (5) 再発防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- (6) 嫌がらせ行為に係る再発の防止に資する物品を教示すること。
- (7) その他嫌がらせ行為の再発を防止するために必要と認める援助を行うこと。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

	※ 受理年月日	年 月 日	※ 受理番号	
<p>援 助 申 出 書</p> <p>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>兵庫県 長 殿</p> <p style="text-align:center;">申出者氏名 ㊟</p>				
申 出 者	住 所	連絡先（ ）		
	ふりがな		被害者との関係	
	氏 名	年 月 日生（ 歳）	性別	男・女
被 害 者	住 所	連絡先（ ）		
	ふりがな		性別	男・女
	氏 名	年 月 日生（ 歳）		
援助を求める理由				
受けてい援助の内容		<p>1 再発防止交渉を円滑に行うために必要な事項の連絡</p> <p>2 嫌がらせ行為をした者の氏名及び住所その他の連絡先の教示</p> <p>3 再発防止交渉に関する事項についての助言</p> <p>4 被害の防止に関する活動を行っている民間の団体等の紹介</p> <p>5 再発防止交渉を行う場所としての警察施設の利用</p> <p>6 再発防止に資する物品の教示</p> <p>7 その他（ ）</p>		
その他参考事項				
<p>上記のとおり本人の依頼により代書した。</p> <p style="text-align:center;">兵庫県 階級等 氏名 ㊟</p>				
<p>注 1 「※」欄には、記載しないこと。</p> <p>2 申出者は、「申出者氏名」欄への氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。</p> <p>3 申出者が被害者の場合は、「被害者」欄の記載は要しない。</p> <p>4 「住所」欄には、避難先の住居を記載しないこと。</p> <p>5 「受けてい援助の内容」欄は、該当するものを○印で囲むこと。</p>				

正 誤

○平成28年 3 月31日付け（兵庫県公報第 6 号外）

兵庫県病院局管理規程第 4 号（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程）
中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から15	6 「条例別表第1に規定する管理規程で定める粒子線治療料(告示により算定される料金を除く。)の額は、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき2,883,000円とする。ただし、当該治療部位から転移したがん及び肝臓内のがんで当該治療部位と異なる部位に発生したがんについては、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき1,442,000円とする。」	6 条例別表第1に規定する管理規程で定める粒子線治療料(告示により算定される料金を除く。)の額は、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき2,883,000円とする。ただし、当該治療部位から転移したがん及び肝臓内のがんで当該治療部位と異なる部位に発生したがんについては、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき1,442,000円とする。